

## 地域主権関連３法案の早期成立について（案）

平成 22 年 7 月

地方分権推進特別委員会

政府が第 174 回通常国会へ提出した地域主権関連３法案については、我々全国知事会をはじめとする地方六団体が再三強く求めてきたにもかかわらず、次期国会での継続審議となったことは誠に残念である。

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の分権型社会を実現するためには、地方自治に影響を及ぼす重要事項について、企画・立案の段階から国と地方とが対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」の法制化、及び地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進するための「義務付け・枠付けの見直し」が必要不可欠である。

他方、地域主権改革を強力に推進していくための羅針盤となる「地域主権戦略大綱」を当初の予定通り６月中に閣議決定されたことについては高く評価するものの、今後、この大綱に基づいて具体的な目標・工程表等の策定や各分野の制度設計を進めるに当たっては、「国と地方の協議の場」等による地方との十分な協議を行うことが極めて重要であることは論を待たない。

ここに改めて３法案の早期成立を強く求める。

我々全国知事会も、真の分権型社会の構築に向け、住民の理解と協力を得ながら引き続き全力で取り組んでいく所存である。

# 地域主権改革関連2法案の概要

平成22年6月  
内閣府地域主権戦略室

## 1. 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

### (1) 地域主権戦略会議の設置(内閣府設置法の一部改正)

「地域主権改革」の定義・・・日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

#### ① 所掌事務

改革の基本方針・重要事項の調査審議、重要事項の施策の実施を推進

#### ② 会議の組織

内閣府の【重要政策会議】: 15人以内

議長・・・内閣総理大臣

議員・・・内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、  
内閣総理大臣が指定する国務大臣、  
内閣総理大臣が任命する有識者 など

#### ③ その他

- ・ 政令で定める日(公布日から3か月以内)に施行
- ・ 改革を更に進める観点から、法施行後3年以内に見直し

### (2) 義務付け・枠付けの見直し(関係法律の一部改正)

地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、関係する41法律を一括改正(別紙参照)

## 2. 国と地方の協議の場に関する法律案

### ① 構成・運営

- ・ 議員・・・国: 内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣  
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》

地方: 地方六団体代表(各1人) 《副議長を互選》

- ・ 臨時の議員・・・議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

### ② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

### ③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集(毎年度一定回数。臨時招集も可)
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

### ④ 分科会

- ・ 分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

### ⑤ 国会への報告

- ・ 議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

### ⑥ 協議結果の尊重

- ・ 協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

# 義務付け・枠付けの見直し

別 紙

## 1. 概要

### 改正の対象となる事項

自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもので、次のような事項を対象

- ①施設・公物設置管理の基準
- ②協議、同意、許可・認可・承認
- ③計画等の策定及びその手続 等

関係法律を  
一括し改正

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

### 改正後

例えば、

- ①' 国が決めていた基準に代えて条例で基準を規定＝地方の独自性の発揮
- ②' 国の関与を、廃止又は弱い形態の関与へ
- ③' 計画等の策定義務を廃止へ

### 〔改正の概要(例)〕

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉法)

○公営住宅の整備基準及び収入基準(公営住宅法)

○道路の構造の技術的基準(但し設計車両等の基準を除く)(道路法)

○市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可は、届出とする(学校教育法)

を地方自治体の条例に委任

(国の基準は基本的に「参酌すべき基準」化)

## 2. 施行日等

①直ちに施行できるもの→公布日

②政省令等の整備が必要なもの→公布の日から起算し3月を経過した日

③地方自治体の条例整備が必要なもの、事業年度単位での施行が必要なもの→平成23年4月1日 等

○福祉施設の基準について、関係法律の施行の状況等を勘案し、基準の在り方について見直し検討

# 地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するために必要な改正を行う。

## 1 地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置

### (1) 議員定数の法定上限の撤廃

地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。

### (2) 議決事件の範囲の拡大

法定受託事務に係る事件<sup>※</sup>についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとする。

※ 「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除く。

### (3) 行政機関等の共同設置

行政機関等<sup>※</sup>について、共同設置を行うことができることとする。

※ 行政機関等とは

- ・ 議会事務局（その内部組織）
- ・ 行政機関
- ・ 長の内部組織
- ・ 委員会又は委員の事務局（その内部組織）
- ・ 議会の事務を補助する職員

### (4) 全部事務組合等の廃止

特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、これを廃止する。

#### (5) 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体に対する義務付け※を撤廃する。

※ 撤廃する義務付け

- ・ 市町村基本構想の策定義務
- ・ 内部組織条例の届出義務（都道府県→総務大臣、市町村→都道府県知事）
- ・ 予算・決算の報告義務（同上）
- ・ 条例の制定改廃の報告義務（同上）
- ・ 広域連合の広域計画の公表・提出義務  
（広域連合→組織する地方公共団体の長並びに総務大臣又は都道府県知事）
- ・ 財産区の財産処分等の協議義務（財産区等→都道府県知事）

## 2 直接請求制度の改正

#### (1) 直接請求代表者の資格制限の創設

平成21年11月18日の最高裁判決※を受け、地方自治法において、次の者について直接請求代表者の資格制限を設ける。

- ・ 請求に係る地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員
- ・ 選挙人名簿に表示をされている者（選挙権の停止・失権、転出）
- ・ 選挙人名簿から抹消された者（死亡、国籍喪失等）

※ 地方自治法施行令の各規定のうち、公職選挙法の規定を準用することにより請求代表者の資格を制限している部分は、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効であると判示したもの。

#### (2) 署名に関する罰則の追加

地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。

## 3 施行期日

公布後3月以内において政令で定める日※

※ただし、議決事件の範囲の拡大は公布後1年以内において政令で定める日